

### 但シ重任ヲ妨ズ

#### 第四章 組合員

##### 第十四條

本組合ハ本組合ノ主義綱領ニ共鳴シ本規約ヲ遵守シ併セテ入會金五拾錢及ビ組合費一ヶ月金四拾錢ヲ繳出スルモノトス

##### 第十五條

但シ女工ハ組合費一ヶ月金參拾錢トス既納ノ組合費ハ一切返戻セズ

##### 第十六條

本組合員ニシテ不都合ノ行爲アリタル時ハ幹事會ノ決議ヲ經テ關西聯合會本部ノ承認ヲ得除名スルコトアルベシ本組合員ニシテ脱退セントスルトキハ其ノ理由ヲ明記シ組合員章及徽章ヲ添ヘ所屬支部又ハ本部ニ届出ズベシ

#### 第五章 附則

本組合ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得